

## 豊橋市郷土関係出版物補助実施要領

### 1 趣旨

この補助金は、市民が自費出版する郷土関係出版物に対して、出版経費の一部を補助することにより、本市の出版活動を盛んにし、市民文化の振興を図るため交付する。

### 2 補助対象とする出版物

文学並びに豊橋市の文化、自然及び歴史を内容とする出版物で、優れたもの  
ただし、次に掲げるものを除く

- (1) 定期刊行物
- (2) 出版部数が100部未満である紙の書籍、出版（電子書籍ストアへの登録等）されていない電子書籍
- (3) 仲間同士の同好的出版物、特定の団体の記念誌等で社会的広がり、意義の乏しいもの
- (4) きわめて個人的な内容で社会的広がり、意義の乏しいもの
- (5) 以前に出版されたものの再版、ダイジェスト版、改訂版
- (6) 装丁・編集の不十分な紙の書籍、編集の不十分な電子書籍
- (7) 出版物に関し、他の団体等から補助金を受けているもの（文学賞等の賞金を含む）
- (8) 外国語により書かれたもの
- (9) 未公開の著作物、画像、映像及び音声の無断転載その他の著作権を侵害する行為によって作成されたもの

### 3 補助申請者の資格

市内在住の個人（研究グループの場合は、市内に活動拠点を置き、構成員の過半数が市内在住者であること）で、前年度1月1日～当年度12月31日の間に自費出版された方。

ただし、過去2年間に当補助を受けた方は対象外となります。

なお、著者が申請後、故人となった場合は補助の対象としないものとし、決定後に故人となったときは相続人が補助金を受領する。

### 4 補助額

1件についての補助額は、印刷刊行費の10%以内で、最高10万円を限度とし、予算で定める額の範囲内で豊橋市長が決定した額とする。ただし、一人で複数の出版物を申請した場合の補助額は、一人最高10万円を限度とする。

- 1,000円未満の端数が出た場合は、切り捨てるものとする。

### 5 補助の申請

所定の申請書（別紙1）、郷土出版物概要書（様式1）、出版経費内訳書（様式2）に必要事項を記入し、出版物（出版形態が電子書籍のみの場合は同内容を紙に出力したもの）4部（返却可）、印刷刊行費のわかる領収書の写し、構成員名簿（研究グループの場合のみ）、チェックシートを添えて、豊橋市「文化のまち」づくり課（豊橋市今橋町1番地）まで提出すること。

## 6 申請期限

当年度1月31日。ただしその日が市の休日(豊橋市の休日を定める条例 平成3年3月30日条例第3号)に規定する休日に当たる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日。

## 7 選考

郷土関係出版物選考委員会において審査し、豊橋市長が決定する。

## 8 発表

当年度3月